

<スーパーカード規定、キャッシュカード規定、法人キャッシュカード規定改定について>

3 規定共通

第1条. カードのご利用について

- ・第5項にキャッシュカードの使用範囲に窓口での利用事項を追加

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>1. カードのご利用について</p> <p>(5) その他当行所定の取引をする場合</p> | <p>1. カードのご利用について</p> <p>(5) 当行本支店の窓口で当行所定の機器を使用して、預金の払戻し、当行所定の各種契約等の取引を行う場合。この場合、当該取引について正当な権限を有することを確認するため、必要に応じて通帳・本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。</p> <p>(6) その他当行所定の取引をする場合</p> |

3 規定共通

第5条の次に『第6条 窓口で当行所定の機器を使用』を挿入。

旧6条以下の条文番号を1番ずつ繰り下げ。

- ・窓口でキャッシュカードを使用する場合の規定

| 改定前 | 改定後 |
|--------------------------|---|
| <p>6. 自動機利用手数料、振込手数料</p> | <p>6. 窓口で当行所定の機器を使用</p> <p>・窓口で当行所定の機器を使用して取引を行う場合は、窓口の行員の指示に従ってカードを当行所定の機器に挿入、若しくはカードの磁気ストライプを読み込ませ、届出の暗証番号を正確に入力してください。</p> <p>7. 自動機利用手数料、振込手数料</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> |

スーパーカード規定、キャッシュカード規定共通

第10条. カード・暗証番号の管理等

第1項にキャッシュカードの窓口での使用を追加

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>10. カード・暗証番号の管理等</p> <p>(1) 当行は、支払機、振込機または振替機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。</p> | <p>11. カード・暗証番号の管理等</p> <p>(1) 当行は、支払機、振込機、振替機または窓口で当行所定の機器の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻し等を行います。</p> |

以上